

# 保育所利用者負担額徴収額表(平成30年度)

(単位 円)

階層区分	市町村民税の所得割課税額等による区分	基準額(月額)					
		標準時間利用			短時間利用		
		年中・年長児	年少児	乳児	年中・年長児	年少児	乳児
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	1,400	1,400	2,000	1,400	1,400	2,000
C 1	均等割のみの世帯	5,600	5,600	8,200	5,600	5,600	8,100
C 2	47,000円未満の世帯	6,800	6,800	9,400	6,700	6,700	9,300
C 3	47,000円以上48,600円未満の世帯	8,400	8,400	10,800	8,300	8,300	10,700
D 1	48,600円以上 52,000円未満の世帯	10,300	10,300	13,000	10,200	10,200	12,800
D 2	52,000円以上 58,000円未満の世帯	12,000	12,000	15,200	11,800	11,800	15,000
D 3	58,000円以上 63,000円未満の世帯	14,600	14,600	18,000	14,400	14,400	17,700
D 4	63,000円以上 88,000円未満の世帯	16,600	17,400	23,800	16,400	17,200	23,400
D 5	88,000円以上 111,000円未満の世帯	17,600	19,200	29,400	17,400	18,900	29,000
D 6	111,000円以上 132,000円未満の世帯	18,700	20,300	34,500	18,400	20,000	34,000
D 7	132,000円以上 155,000円未満の世帯	20,100	21,700	37,900	19,800	21,400	37,300
D 8	155,000円以上 178,000円未満の世帯	20,200	21,800	40,900	19,900	21,500	40,300
D 9	178,000円以上 200,000円未満の世帯	20,200	21,800	43,700	19,900	21,500	43,000
D 10	200,000円以上 258,000円未満の世帯	20,400	22,000	44,900	20,100	21,700	44,200
D 11	258,000円以上 341,000円未満の世帯	20,400	22,000	45,600	20,100	21,700	44,900
D 12	341,000円以上 404,000円未満の世帯	20,400	22,000	45,800	20,100	21,700	45,100
D 13	404,000円以上 477,000円未満の世帯	20,800	22,500	46,800	20,500	22,200	46,100
D 14	477,000円以上 694,000円未満の世帯	21,200	23,000	48,500	20,900	22,700	47,700
D 15	694,000円以上の世帯	22,000	24,000	51,000	21,700	23,600	50,200

## ＜利用者負担額(保育料)の減免等について＞

① 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等(\*1)に入所、又は児童発達支援および医療型児童発達支援を利用している場合の利用者負担額は下表のとおりです。

(\*1) 保育所等とは、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、特定地域型保育事業をいいます。(100円未満切り捨て)

	保育所等に入所している児童の中で		
	一番目の児童	二番目の児童	三番目以降の児童
2人同時入所	徴収基準額	徴収基準額の半額(*2)	—
3人以上同時入所	0円	0円	0円

② 生計を一にする子(I 保護者に監護される者、II 保護者に監護されていた者(I が成年に達した場合)、III 保護者又はその配偶者の直系卑属。年齢は問わず)の人数により次の世帯の利用者負担額は下表のとおりとなります。(100円未満切り捨て)

		一人目の子	二人目の子	三人目以降の子
市町村民税非課税世帯		徴収基準額	0円	0円
所得割課税額が57,700円未満		徴収基準額	徴収基準額の半額(*3)	0円
母子認定・障害者認定世帯等(*4)	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
	所得割課税額77,101円未満	3歳以上児 1,400円 3歳未満児 2,000円	0円	0円

(\*4) 母子認定世帯とはひとり親世帯で母または父の収入によって生計が成り立っており、児童扶養手当が県遺児手当の支給がある世帯を指します。障害者認定世帯とは①身体障害者手帳②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ方がいる世帯、あるいは特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している方がいる世帯を指します。

③ 18歳未満の児童が3人以上いる世帯の3人目以降の児童は、世帯の課税状況に応じて下表のとおり減免します。(100円未満切り捨て)

所得割課税額	97,000円未満	97,000円以上301,000円未満
利用者負担額	0円	徴収基準額の半額(*5)

## ＜注 意 事 項＞

- ① 保育料決定の所得割額を計算する場合、調整控除以外の税額控除は適用しません。
- ② 保育料は、4月1日現在の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わっても、その年度中は年齢による変更はありません。
- ③ (\*2)(\*3)(\*5)は重複して適用はされません(半額のさらに半額にはなりません)。